

# 消費生活相談員を 募集します！

「ネットショッピングでバッグを買ったが、商品が届かない！」

「アパートの退去時に高額な修繕費を請求された！」

「お試しのつもりで注文した健康食品がまた送られてきた！」

.....

私たち消費者を取り巻く環境は、ますます多様化しています。時にはトラブルに遭ってしまうこともあるかもしれません。

身近なモノやサービスの売買に関する消費者の相談に乗り、解決や被害の防止に導く「消費生活相談員」として、あなたも働いてみませんか？

## 【消費生活相談員の果たす役割】

- 消費者に助言をする  
電話や窓口で相談を受け付け、トラブルの解決策や事業者との交渉など、対処方法のアドバイスをを行います。
- 事業者と交渉をする  
自力で事業者と交渉することが難しい相談者に代わり、必要に応じて事業者と交渉します。
- 消費者に啓発する  
最新の事例に基づいて、消費者に正しい情報を伝え、被害を未然に防ぎます。



消費生活相談員は、正しい契約や取引が行われる社会の構築に貢献しています！



# 消費生活相談員ってどんなおしごと？

## ☆消費者からの相談に対応します！

○消費生活センターには、消費に関するトラブルを抱えた消費者からたくさんの相談を受けています。

消費生活相談員は、消費者からの相談を聞き、トラブルを解決するためのアドバイスをします。

アドバイスに当たっては、消費者に寄り添い、消費者の言葉に耳を傾け、しっかりと理解したうえで、消費者に関わる法律や制度の知識に基づきアドバイスします。



## ☆事業者とも交渉します！

○トラブルを抱えた消費者の中には、若者や高齢者など、自力で事業者と交渉することが難しい方もいます。

消費生活相談員は、必要に応じて、事業者と交渉することもあります。

交渉においては、消費者から聴き取った内容を事業者に正確に伝えること、そして消費者の権利を守るために積極的に事業者と交渉します。



※このほかにも、相談記録や統計資料の作成、関係機関との連絡調整、広報ちとせやちとせの暮らし（消費生活センターWebサイト）での情報発信などの業務を行っています。

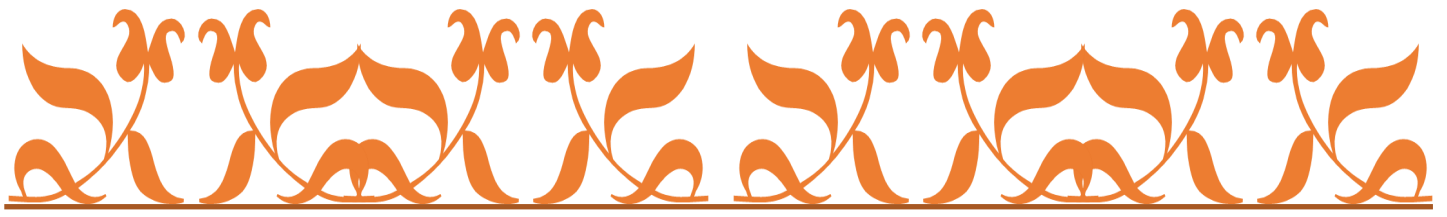
## ☆相談員から皆さんへのメッセージ☆

相談を受けてトラブルを解決できた時には、とてもやりがいを感じ、社会に必要とされている仕事だと実感します。さまざまな相談がある中で、相談者の希望通りにならないこともありますが、どんな場合でも中立・公平な立場で対応するよう心がけています。業務や研修を通じて幅広い知識を得ることができ、それは自分自身の日常生活においても、とても役に立ちます。

一緒に相談業務をしてみませんか？皆さんのご応募をお待ちしています！

## ＜千歳市消費生活センター 消費生活相談員の勤務条件等＞

項目	内容
応募資格	パソコンの基本操作が可能な方
任用期間	令和5年6月1日～令和6年3月31日 ※ 勤務成績が良好と認められた場合は、会計年度ごとに最大5年間の範囲で再度任用することがあります。
勤務形態	パートタイム会計年度任用職員 月～金のうち4日間 9：00～17：00（7時間15分勤務） 週29時間勤務
休日	土・日・祝日・年末年始
勤務場所	市役所第2庁舎
職務内容	消費者（市民）からの相談対応、事業者に対する消費者からの苦情処理のあっせん、相談記録の作成、統計資料の作成、関係機関との連絡調整など
報酬	月額 114,054円～160,304円 ※ 条例、規則に定める基準を満たした場合、期末手当、通勤手当相当額等の支給があります。
報酬等支給日	月額による報酬支給者：当月21日 日額・時給による報酬支給者：翌月21日
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与します。
加入保険等	任用期間や勤務時間により、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度または労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務	地方公務員に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治定期行為の制限）  パートタイム勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。 ・兼業を行うことによって、職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が、本誌常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など） ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなる恐れがある場合 ・兼業を行うことによって本誌の信用を損なう恐れがある場合
その他	任用から1か月間は試用期間となります。



< 採用試験への申込方法及び申込先など >

**1. 申請書類**

千歳市会計年度任用職員申込書 兼 履歴書（市指定用紙）

**2. 申込書類の提出先（問い合わせ先）**

千歳市市民環境部市民生活課市民生活係

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

0123-24-3131（内線264, 373）

※郵送の場合は、必ず簡易書留でお申し込みください。

**3. 受付期間 令和5年4月10日（月）～4月26日（水） 8時45分～17時15分**

※ 郵送の場合は、4月26日（水）必着となります。

※ 土、日曜日、祝日は除きます。

※ 申込書類は、職員課人事係で配布するほか、千歳市のホームページからダウンロードすることができます。

**4. 試験の実施方法**

「書類審査・面接」

※ 書類選考の結果及び面接日程等の通知については、5月上旬に応募者へ通知します。

**5. その他**

申込書類は一切お返しいたしません。取得した個人情報については、千歳市会計年度任用職員の選考及び職員任用のためにのみ使い、それ以外の目的には使用しません。なお、採用された方の申込書類については、採用後の人事管理資料として利用し、採用されなかった方の申込書類については、一定期間経過後、適切な方法で廃棄します。

